

上下水道局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

(平成29年1月18日28川上総庶第1441号)

(目的及び設置)

第1条 上下水道局企業職員（以下「職員」という。）の心と身体健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の処遇改善等を行い、その的確な運用を図り、もって市民サービスを推進するため、上下水道局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の働き方、仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、上下水道事業管理者をもって充てる。
- 3 副本部長は、担当理事をもって充てる。
- 4 本部員は、経営戦略・危機管理室長、総務部長、総務部担当部長（財務担当）、サービス推進部長、水道部長、第1配水工事事務所長、水管理センター所長、長沢浄水場長、下水道部長、南部下水道事務所長、中部下水道事務所長及び下水道部担当部長（下水道施設担当）をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代

理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、経営戦略・危機管理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28川上総庶第1772号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日29川上総庶第1289号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日30川上総庶第1286号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日2川上経企第196号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。